

官報号外

昭和四十八年七月十三日

○第七十一回衆議院会議録 第五十一号

昭和四十八年七月十三日(金曜日)

議事日程 第四十六号

昭和四十八年七月十三日

午後二時開議

第一 通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案(内閣提出)

第三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 昭和四十五年度一般会計歳入歳出決算

第五 昭和四十五年度政府関係機関決算書

第六 昭和四十五年度国有財産無償貸付状況計算書

○本日の会議に付した案件

日程第一 通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案(内閣提出)

日程第三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四

昭和四十五年度特別会計歳入歳出決算

通行税法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和四十八年二月六日

内閣総理大臣 田中 角栄

通行税法の一部を改正する法律

通行税法(昭和十五年法律第四十号)の一部を

次のように改正する。

第三条中「一人一回ニ付千六百円ヲ超ユルモノニ限ル」を「一般ノ乗客ノ通常利用スル寝台ニ係ル料金トシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク」に改め

る。

附則第四項中「急行料金若ハ準急行料金」を「若ハ急行料金」に改める。

附 則

この法律は、公布の日の翌日から施行する。

改正後の通行税法の規定は、この法律の施行の日以後に領收する旅客運賃等(同法第二条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等)をい

う。以下同じ。)に係る通行税について適用し、同日前に領收した旅客運賃等に係る通行税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる通行税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の

午後二時四分開議
○副議長(秋田大助君) これより会議を開きます。

○副議長(秋田大助君) これより会議を開きます。

○副議長(秋田大助君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長鴨田宗一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔鴨田宗一君登壇〕

○鴨田宗一君 ただいま議題となりました通行税法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

現在、寝台料金に対する通行税につきましては、国鉄の旧二等寝台に相当し、一般的な乗客が通常利用するB寝台には課税しない趣旨から、その最高料金である千六百円を免税点として定めておりますが、本案は、この免税点の金額表示を一般的な乗客が通常利用する寝台料金で政令で定めるものに改めるものであります。

なお、国鉄運賃改定とともに各種料金の改定も見込まれておりますが、この改定が行なわれますと、新たなB寝台の最高料金額が政令により免税点として定められることになります。本案につきましては、去る七月十日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、多數をもつて可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

適用については、なお従前の例による。

通行税を非課税とされる鉄道等の寝台料金の範囲等について所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

うとするときは、店舗面積を増加する日の四月

前までに、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、通商産業省令で定める

軽微な変更については、この限りでない。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定による届出に準用する。

(変更勧告)

第七条 通商産業大臣は、第五条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る大規模小売店舗の周辺の人口の規模及びその推移、中小小売業の近代化の見通し、他の大規模小売店舗の配置及び当該他の大規模小売店舗における小売業の現状等の事情を考慮して、その届出に係る事項が実施されることによりその届出に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうかを審査し、そのおそれがあると認めるときは、大規模小売店舗審議会の意見をきいて、その届出を受理した日から三月以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る開店日を繰り下げ、又は店舗面積を減少すべきことを勧告することができる。

2 大規模小売店舗審議会は、前項の規定により意見をきかれた場合は、前項の規定により、その届出に係る開店日を繰り下げ、又は店舗面積を減少すべきとするときは、その届出に係る事項が実施されることによりその届出に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうかを審査し、そのおそれがあると認めるときは、大規模小売店舗審議会の意見をきいて、その届出を受理した日から三月以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る開店日を繰り下げ、又は店舗面積を減少すべきことを勧告することができる。

第八条 通商産業大臣は、前条第一項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、同項に規定する事態が生じ、中小小売業の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとときは、大規模小売店舗審議会の意見をきいて、その届出を受理した日から四月以内に限り、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る開店日を繰り下げ、又は店舗面積を減少すべ

きことを命ずることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により大規模小売店舗審議会が意見をきかれた場合に準用する。

(閉店時刻及び休業日数)

第九条 大規模小売店舗において小売業を営もうとする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日までに、その閉店時刻を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、その閉店時刻が通商産業省令で定める時刻以前であるときは、この限りでない。

2 大規模小売店舗において小売業を営もうとする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日までに、その休業日数を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、その休業日数が通商産業省令で定める日数以上であるときは、この限りでない。

3 大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、その閉店時刻の繰り下げ又は休業日数の減少をしようとするときは、あらかじめ、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、繰り下げ後の閉店時刻が第一項の通商産業省令で定める時刻以前であるとき、若しくは減少後次の休業日数が前項の通商産業省令で定める日数以上であるとき、又は閉店時刻の繰り下げ若しくは休業日数の減少が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

4 第七条の規定は前三項の規定による届出に、前条の規定は前三項の規定による届出に係る勧告に、それぞれ準用する。この場合において、

(改善勧告)

第七条第一項及び前条第一項中「開店日を繰り下げ、又は店舗面積を減少すべきこと」とあるのは、「閉店時刻を繰り上げ、又は休業日数を増加すべきこと」と読み替えるものとする。

(変更命令)

第十条 通商産業大臣は、大規模小売店舗における小売業者の顧客の送迎その他の営業に関する行為がその大規模小売店舗における小売業の事

業活動を通じてその周辺の中大小売業の事業活動に影響を及ぼすおそれがある場合において、その中小小売業の維持育成を図るために特別に必要があると認めるときは、その営業に関する行為を行なつている小売業者に対し、その営業に關する行為を行なつていていたときには、その旨を公表しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(消費者に対する配慮等)

第十二条 通商産業大臣は、第七条第一項(第九条第四項において準用する場合を含む)、第八条第一項(第九条第四項において準用する場合を含む)、第九条第一項若しくは第二項若しくは第九条第一項から第三項までの規定に違反し、又は第八条第一項(第九条第四項において準用する場合を含む)又は前条第一項に規定する措置の運用に當たつては、消費者の利益の保護について配慮し、あわせて、大規模小売店舗における中小小売業の近代化その他の小売業の事業活動の円滑な遂行に支障を及ぼすことのないよう配意しなければならない。

3 (氏名等の変更の届出)

第十三条 第五条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、第六条第一項又は第二項の規定による届出を要する場合を除き、その届出に係る第五条各号に掲げる事項の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める命令に違反したときは、その小売業者に対し、一年以内の期間を定めてその小売業の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、第三条第一項に規定する建物で同条第二項または第三項の公示がされていないものにおける小売業者が、その建物が明らかに同条第一項に規定する建物に該当することを知つていて認められる場合において、その

者の事業活動がその周辺の中大小売業の事業活動に著しい影響を及ぼしていると認めるときは、その小売業者に対し、一年以内の期間を定めてその小売業の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 第九条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、その届出に係る開店時刻の繰り上げ又

は休業日数の増加をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める軽微な変更についても、この限りでない。

(承継)

第十三条 第五条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相

人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その届出をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により第五条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から一月以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(営業の停止)

第十四条 通商産業大臣は、大規模小売店舗における小売業者が第四条、第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項若しくは第九条第一項から第三項までの規定に違反し、又は第八条第一項(第九条第四項において準用する場合を含む)又は前条第一項に規定する措置の運用に當たつては、消費者の利益の保護について配慮し、あわせて、大規模小売店舗における中小小売業の近代化その他の小売業の事業活動の円滑な遂行に支障を及ぼすことのないよう配意しなければならない。

(商工会議所等への通知)

第十五条 通商産業大臣は、第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出があつたときは、その届出に係る開店日、店舗面積その他その大規模小売店舗における小売業の事業活動に対応してその周辺の中大小売業の近代化を行なう際に参考となる事項を通商産業省令で定めるものを、その大規模小売店舗の所在地がその地区

罰則の適用については、なお從前の例による。

(小売商業調整特別措置法の一部改正)

第十二条 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第百五十五号)の一部を次のように改定する。

第十七条「百貨店法(昭和三十一年法律第百六号)第六条第一項に規定する百貨店業者」とを「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗において小売業を営む者とその周辺の」に改める。

(割賦販売法の一部改正)

第十三条 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)の一部を次のように改定する。

第十五条第三項中「百貨店業者(百貨店法(昭和三十一年法律第百六号)第三条の許可を受けた者をいふ。)」を「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四八年法律第号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗において小売業を営む者」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第十五号)の一部を次のとおりに改定する。
別表第一中第三十二号を次のように改める。

三十二 削除

(通商産業省設置法の一部改正)

第十五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改定する。

第四条第一項第三十号を次のように改める。

三十一 大規模小売店舗における小売業に関し必要な命令をすること。

第九条第八号中「百貨店業」の下に「その他大規模小売店舗における小売業」を加える。

第二十五条第一項の表中百貨店審議会の項を次のように改める。

大規模小売店舗審議会

百貨店業その他の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する重要な事項を調査審議すること。

理由

最近における小売業に関する諸情勢の変化にかんがみ、中小小売業の事業活動の機会を適正に確保し、小売業の正常な発達を図るために、消費者の利益の保護に配慮しつつ、大規模小売店舗における小売業の事業活動を調整する等の必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(秋田大助君) 委員長の報告を求めます。商工委員長浦野幸男君。

[報告書は本号末尾に掲載]

七日本会議において趣旨の説明が行なわれ、同日当委員会に付託され、六月二十日中會根通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、以後、参考人を招致して意見を聴取する等、慎重に審査を重ね、七月一日質疑を終了し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党共同提案により、大規模小売店舗審議会が意見を聞かなければならぬと決した次第であります。

二 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 附則第四条第三項の規定に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

二 前条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五百円以下の罰金に処する。

三 附則中第九条の次に次の一条を加える。

第十条 この法律の施行の際第三条第一項に規定する建物において小売業を営んでいる者は、当該建物ごとに、閉店時刻の繰下げにつき第九条第三項の規定による届出をした場合を除き、この法律の施行の日から起算して一年以内に、その閉店時刻を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、その閉店時刻が同条第一項の通商産業省令で定める時刻以前であるときは、この限りでない。

2 この法律の施行の際第三条第一項に規定する建物において小売業を営んでいる者は、当該建物ごとに、休業日数の減少につき第九条第三項の規定による届出をした場合を除き、この法律の施行の日から起算して一年以内に、その休業日数を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、その休業日数が同条第二項の通商産業省令で定める日数以上であるときは、この

程度の影響を及ぼすおそれがあると認めるとき

は、大規模小売店舗審議会の意見を聞いて、店舗面積の削減、営業開始時期の繰り延べ等について勧告、命令を行なうこととし、これに違反した者に対する対応は、営業停止等を命ずることができるこ

と。

等であります。

なお、本法の制定に伴い、現行百貨店法は廃止されることとしております。

本案は、去る三月二十六日に提出され、四月十日日本会議において趣旨の説明が行なわれ、同日当委員会に付託され、六月二十日中會根通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、以後、参考人を招致して意見を聴取する等、慎重に審査を重ね、七月一日質疑を終了し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党共同提案により、大規

模小売店舗審議会が意見を聞かなければならぬと決した次第であります。

なお、本案に対し、大規模小売店舗における小売業者の届け出に関する厳正な審査、勧告、命令等を内容とする附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

[参照]

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案に対する修正案(委員会修正)

均標準給与の月額を三十九年改正法附則第四条第十号の政令で定める率で除して得た額（以下「旧法通算退職年金の改定基礎月額」という。）の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た額（以下「旧法通算退職年金の改定基礎月額」という。）の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た額

前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる額が第一号に掲げる額をこえるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかるわらず、昭和四十八年十一月分以後、その額を、同号に掲げる額を第一号に掲げる額で除して得た割合を同項の規定の例により算定した額に乗じて得た額に改定する。

旧法通算退職年金の改定基礎月額を三十で除して得た額に、組合員又は任意継続組合員であつた期間（その期間が一年未満であるときは、一年とする。）に応じ新法別表第一に定める日数を乗じて得た額

前項の規定により算定される通算退職年金の年額に、当該資格の喪失の日ににおける年齢に応じ新法別表第一の二に定める率を乗じて得た額

昭和四十七年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員についての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和四十八年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員又は任意継続組合員であつて期間の月数を乗じて得た額に改定する。

二十二万八百円

当該通算退職年金を新法の規定による退職年金とみなしてこの法律の規定を適用するものとした場合に第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項の規定による年金額の改定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額の十二分の一に相当する額（以下「新法

通算退職年金の改定基礎月額」という。）の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た額

第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同項第一号中「旧法通算退職年金の改定基礎月額」とあるのは、「新法通算退職年金の改定基礎月額」と読み替えるものとする。

旧法第三十七条の二第六項又は新法第三十条の三第五項の規定の適用を受けた通算退職年金については、これらの規定による合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前各項の規定の例により算定した額の合算額をもつて改定年金額とする。

第一項の規定は、第二項（第四項において準用する場合を含む。）及び前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

附 則

（施行期日）

この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第一条中農林漁業団体職員共済組合法（以下「法」という。）第三十六条第二項

この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第一条中農林漁業団体職員共済組合法（以下「法」という。）第三十七条の三第三項第一号、第四十六条第二項及び第三項第一号並びに別表第二の改正規定、第二条中農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（以下「三十九年改正法」という。）附則第六条第一項ただし書の改正規定並びに附則第六項から第九項までの規定は同年十一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

（標準給与に関する経過措置）

農林漁業団体職員共済組合がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの法律による改正前の法第二十条第三項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定によ

施行日前にこの法律による改正前の法第二十条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、施行日に職員となつたものとみなし、この法律による改正後の法第二十条の規定を適用してその標準給与を改定する。

この法律による改正後の法第二十四条第一項の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

4

（遺族の範囲に関する経過措置）

の増加額は、一般、特別両会計を合わせて九百三億円余、同じく減少額は六十九億円余で、差引純増加額は八百三十五億円余となり、年度末現在額は一千六百六十一億円余となつております。

各自のうち、決算は昭和四十六年十二月二十九

日、国有財産関係二件は昭和四十七年一月二十一

日に提出され、決算は昭和四十七年三月十四日、國

有財産関係二件は同年一月二十一日、本委員会に付託されました。委員会においては、昭和四十

七年五月十八日、各自について大蔵省当局よりそ

の概要説明を、会計検査院当局より検査報告の概

要説明を聴取した後、慎重審議を重ね、昭和四十

七年五月十八日、各自について大蔵省当局よりそ

の概要説明を、会計検査院当局より検査報告の概

化をはかるべきである。
その六、私立大学において物品購入に関し法
令無視の取り扱いをしていた事例があるが、政
府は、会計法令の趣旨を徹底させ、経理の適正
化をはかるべきである。

補助について、政府は、補助の充実と補助金經

理の適正を期すべきである。

その七、民間社会福祉施設の中には、職員や

施設、資金などの面で困難を来たしているもの

があるので、政府は、指導、援助を強化し、そ

の活動を促進すべきである。

その八、食糧管理制度をめぐっては、最近モ

チ米の違法売買事件や政府米価の逆さや悪用事

件などの不祥事が発生しているが、政府は、か

かる不祥事の防止を含めて食糧管理制度の有効

適切な運用をはかるべきである。

その九、国庫補助負担事業にかかる地方公共

団体の超過負担は、再び拡大のおそれが出でき

ているので、政府は、補助単価等を実情に合う

よう改善し、国と地方との財政秩序の確立をは

かるべきである。

二、会計検査院が指摘した不当事項について

は、本院もこれを不當と認める。

三、決算のうち、前記以外の事項については異

議がない。

四、会計検査院は、独立性の保持と検査機能の

充実につとめるほか、職員の受検機関への再就職

に關し、検査の公正を毀わることのないよう注

意する必要がある。

以上が議決案の概要でございます。

次いで、討論に入りましたところ、自由民主党

を代表して綿貫民輔君は本議決案に賛成、日本共

同会党を代表して芳賀賀君、日本共産党・革新共同

会党を代表して坂井弘

君は委員長報告のとおり決しました。

一君の三君は、いずれも議決案中の警告事項は同意できるが、「決算のうち、前記以外の事項については異議がない。」という点は容認できない、し

たがつて議決案に反対である旨の発言があり、採

決の結果、多数をもつて議決案のとおり議決いたしました。

次いで、国有財産関係二件については、討論はなく、採決の結果、両件はいずれも多数をもつて是認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) これより採決に入ります。

まず、日程第四の各件を一括して採決いたしま

す。

各件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君

の起立を求めます。

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よつて、各件

とも委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よつて、本件

は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決した

ものであります。本件を委員長報告のとおり決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よつて、本件

は委員長報告のとおり決しました。

以上は議決案の概要でござります。

その四、国有財産の処分に関して、買受権者に

不利益を与えた事例や売買契約にかかる訴訟

で、国が敗訴し、国損を招いたと見られる事例

があるが、政府は、国有財産の処分について

はできるだけ予算に計上し、国会の議決を経る

ようつとむべきである。

その四、国有財産の処分に関して、買受権者に

不利益を与えた事例や売買契約にかかる訴訟

で、国が敗訴し、国損を招いたと見られる事例

があるが、政府は、国有財産の処分について

はできるだけ予算に計上し、国会の議決を経る

ようつとむべきである。

たします。

すなわち、この際、内閣提出、航空事故調査委

員会設置法案を議題となし、委員長の報告を求

め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(秋田大助君) 中山正暉君の動議に御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加せられました。

○副議長(秋田大助君) 中山正暉君の動議に御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。

航空事故調査委員会設置法案を議題といたしました。

航空事故調査委員会設置法案

右

昭和四十八年一月三十一日

内閣総理大臣 田中 角栄

第三条 運輸省に、航空事故調査委員会(以下「委員会」といふ。)を置く。

(所掌事務)

第一條 この法律は、航空事故の原因を究明するための調査を行なわせるため航空事故調

査委員会を設置し、もつて航空事故の防止に寄

与することを目的とする。

(設置)

第二条 航空事故調査委員会(以下「委員会」といふ。)を置く。

(所掌事務)

第三条 委員会の所掌事務は、次のとおりとす

る。

三十一号) 第七十六条第一項各号に掲げる事

故をいう。以下同じ。)の原因を究明するため

の調査(以下「航空事故調査」という。)を行な

うこと。

二 航空事故調査の結果に基づき、航空事故の

防止のため講ずべき施策について勧告するこ

と。

二 航空事故調査の結果に基づき、航空事故の

防止のため講ずべき施策について勧告するこ

と。

三 航空事故の防止のため講すべき施策について建議すること。

四 前二号に掲げる事務を行なうため必要な調査及び研究を行なうこと。

(組織)

第四条 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

2 委員のうち二人は、非常勤とする。

3 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第五条 委員長及び委員は、委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行なうことができると認められる者のうちから、両議院の同意を得て、運輸大臣が任命する。

2 委員長又は委員につき任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、運輸大臣は、前項の規定にかかるわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、運輸大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

4 次の各号の一に該当する者は、委員長又は委員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 禁治産者若しくは準禁治産者又は被禁者で復権を得ないもの

三 航空運送事業者若しくは航空機若しくは航空機の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの方であるときはその役員(いかなる名称によるかを

問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)若しくはこれらの者の使用者その他の従業者

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかと問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)又は使用者の他の従業者

(任期)

第六条 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができない。

(罷免)

第七条 運輸大臣は、委員長又は委員が第五条第4項各号の一に該当するに至つたときは、これらを罷免しなければならない。

2 運輸大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない行為があると認めるときは、両議院の同意を得て、これらを罷免することができる。

(会議)

第八条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第四条第四項の規定により委員長の職務を代理する常勤の委員は、委員長とみなす。

4 事務局の内部組織は、運輸省令で定める。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(航空事故調査)

第十四条 委員会は、航空事故調査を行なうため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一 航空機の使用者、航空機に乗り組んでいた者、航空事故に際し人命又は航空機の救助に

2 委員長及び委員は、職務上知ることのできない秘密を漏らしてはならない。その職務を退

問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)若しくはこれらの者の使用者その他の従業者

いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び常勤の委員は、在任中、運輸大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は營利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行なつてはならない。

4 「関係者」といふ)から報告を徵すること。

二 航空事故の現場その他の必要と認める場所に立ち入つて、航空機その他の航空事故に關係のある物件を検査し、又は関係者に質問すること。

三 関係者に出頭を求めて質問すること。

四 航空機その他の航空事故に關係のある物件の所有者、持者若しくは保管者に対し当該物件の提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。

三 関係者に出頭を求めて質問すること。

四 航空機その他の航空事故に關係のある物件の所有者、持者若しくは保管者に対し当該物件の保全を命じ、又はその移動を禁止すること。

五 航空機その他の航空事故に關係のある者及び委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

六 航空事故の現場に、公務により立ち入る者及び委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

七 委員会は、必要があると認めるときは、委員長、委員又は事務局の職員に前項各号に掲げる処分を、専門委員に同項第二号に掲げる処分をさせることができる。

八 前項の規定により第一項第二号に掲げる処分をする者は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

九 前項又は第二項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

十 第一項又は第二項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

十一 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

十二 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

十三 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

十四 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

十五 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

十六 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

十七 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

十八 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

十九 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

二十 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

二十一 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

二十二 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

二十三 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

二十四 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

二十五 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

二十六 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

二十七 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

二十八 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

二十九 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

三十 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

三十一 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

三十二 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

三十三 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

三十四 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

三十五 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

三十六 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

三十七 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

三十八 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

三十九 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

四十 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

四十一 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

四十二 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

四十三 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

四十四 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

四十五 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

四十六 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

四十七 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

四十八 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

四十九 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

五十 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

五十一 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

五十二 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

五十三 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

五十四 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

五十五 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

五十六 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

五十七 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

五十八 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

五十九 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

六十 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

六十一 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

六十二 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

六十三 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

六十四 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

六十五 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

六十六 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

六十七 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

六十八 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

六十九 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

七十 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

七十一 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

七十二 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

七十三 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

七十四 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

七十五 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

七十六 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

七十七 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

七十八 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

七十九 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

八十 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

八十一 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

八十二 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

八十三 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

八十四 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

八十五 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

八十六 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

八十七 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

八十八 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

八十九 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

九十 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

九十一 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

九十二 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

九十三 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

九十四 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

九十五 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

九十六 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

九十七 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

九十八 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

九十九 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百零一 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百零二 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百零三 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百零四 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百零五 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百零六 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百零七 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百零八 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百零九 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百一〇 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百一一 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百一二 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百一三 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百一四 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百一五 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百一六 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百一七 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百一八 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百一九 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百二十 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百二十一 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百二十二 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百二十三 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百二十四 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百二十五 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百二十六 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百二十七 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百二十八 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百二十九 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百三十 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百三十一 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百三十二 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百三十三 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百三十四 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百三十五 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百三十六 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百三十七 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百三十八 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百三十九 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百四十 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百四十一 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百四十二 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百四十三 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百四十四 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百四十五 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百四十六 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百四十七 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百四十八 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百四十九 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百五十 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百五十一 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百五十二 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百五十三 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百五十四 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百五十五 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百五十六 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百五十七 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百五十八 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百五十九 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百六十 第一項又は第二項の規定による航空事故の発生の通報

一百六十一 第一項又は第二項の規定による航空事故

委員長」を「中央更生保護審査会委員長」に、「土地鑑定委員会の常勤の委員」を「航空事故調査委員会の常勤の委員」に改める。
 7 (自衛隊法の一部改正)
 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。
 第百七条の見出し中「航空法」を「航空法等」に改め、同条第一項中「、第百三十二条第一項及び第二項」を削り、同条に次の二項を加える。
 7 航空事故調査委員会設置法(昭和四十八年法律第号)第三条の規定は、自衛隊の使用する航空機について発生した航空事故(自衛隊の使用する航空機が自衛隊以外の者が使用する航空機と衝突し、又は接触したことにより発生したものと除く。)については、
 8 長官は、航空事故の防止のために有益であると認める前項の航空事故に係る情報を航空事故調査委員会に提供するものとする。

理由

航空事故の原因を究明するための調査を適確に行なわせるため、運輸省に航空事故調査委員会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(秋田大助君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長二原朝雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔二原朝雄君登壇〕

○三原朝雄君 ただいま議題となりました航空事故調査委員会設置法案に対する内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本案は、航空事故の原因を究明するための調査

を適確に行なう体制の確立をはかるため、航空事故調査委員会を設置しようとするとするもので、その内容は、
 第一に、運輸省に、航空事故調査委員会を設置すること。
 第二に、委員会の所掌事務は、航空事故の原因を究明するための調査を行ない、その結果に基づき、航空事故の再発防止のために講すべき施策について、航空事故の再発防止のために講すべき施策について、運輸大臣に勧告し、必要に応じ運輸大臣または関係行政機関の長に対しても建議すること並びにこれらの事務を行なうため必要な調査及び研究を行なうこと。
 第三に、委員会は、必要があると認めるときは、航空事故に関する報告書を作成し、これを運輸大臣に提出するとともに、公表しなければならないものとすること。
 第四に、委員会は、調査を終えたときは、当該調査に対する運輸大臣の援助、関係行政機関の協力、航空事故の原因に關係ある者の意見の聴取、罰則等につき所要の規定を設けているのであります。

本案は、二月十三日本委員会に付託、二月二十二日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、本十三日質疑を終了いたしましたところ、加藤委員外四名より、委員会の独立性の確保、航空事故調査の経過報告並びに最終報告書への少數意見の付記、罰則の削除等を内容とする、自由民主党、日本社会党、日本共产党・革新共

同、公明党及び民政党の各派共同提案にかかる修正案が提出され、趣旨説明の後、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって修正案のとおり修正されたべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
 [参照]
 航空事故調査委員会設置法案に対する修正案(委員会修正)
 航空事故調査委員会設置法案の一部を次のよう修正する。

2 前項の報告書には、少數意見を附記するものとする。

3 委員会は、航空事故調査を終える前においても、必要があると認めるときは、航空事故調査の経過について、運輸大臣に報告するとともに、公表するものとする。

4 第十八条の見出し中「原因関係者」を「原因関係者等」に改め、同条に次の二項を加え、同条第十九条とする。

5 委員会は、必要があると認めるときは、航空事故調査を終える前に、聴聞会を開き、関係者又は学識経験のある者から、当該航空事故に関する意見をきくことができる。

6 旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機について発生した航空事故であつて一般的関心を有するものについては、前項の聴聞会を開かなければならない。

7 第十七条を第十八条とし、第十六条のうち、第二項中「第十四条第一項第二号」を「第十五条第二項各号」とし、第一項を「第十四条第一項第一号」を「第十五条第二項各号」とし、第二項を「第十四条第一項第二号」に改め、第五項中「第十五条第二項各号」とし、第一項を「第十四条第一項第一号」に改め、第五項中「第十五条第二項各号」とし、第二項を「第十四条第一項第二号」に改め、第五項中「第十五条第二項各号」とし、第一項を「第十四条第一項第一号」に改め、第五項中「第十五条第二項各号」とし、第二項を「第十四条第一項第二号」に改め、第五項中「第一項又は第二項」を「第二項又は第三項」として次のように加え、同条を第十五条とす。

8 委員会は、国際民間航空条約の規定並びに同

条約の附屬書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空事故調査を行なうものとする。

第十三条第二項中「事務局長」の下に「航空事故調査官」を加え、同条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十二条第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加え、同条を第十二条とする。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、委員会の意見をきいて、運輸大臣が任命する。

第十一条を第十二条とし、第九条を第十一条とし、第八条第四項中「第四条第四項」を「第五条第四項」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項中「第五条第四項各号」を「第六条第四項各号」に改め、同条第二項中「あると認めるときは」の下に「あらかじめ委員会の意見をきいたうえ」を加え、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条の次に次の二項を加える。

(職権の行使)

第四条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行なう。

附則第一項ただし書中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、附則第二項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改める。

○副議長(秋田大助君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長の報告を採用いたしました。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案(内閣)

提出)

○中山正暉君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(秋田大助君) 中山正暉君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加せられました。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案を議題といたします。

特定期間内に規定する中部圏内にある地方自治法(昭和十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の市の区域及びその他の市でその区域の全部若しくは一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域内に所在するものという。

(国会に提出する)

昭和四十八年四月四日

内閣総理大臣 田中 角栄

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案

(趣旨)

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法

正化に伴う宅地化促進臨時措置法

八十三号) 第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第百二十九号)第二条第一項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第百二号)第二条第一項に規定する中部圏内にある地方自治法(昭和十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の市の区域及びその他の市でその区域の全部若しくは一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域内に所在するものという。

2 前項の規定により土地整理事業の施行を要請しようとする者は、市長に対し、事業概要の作成のために、土地整理事業に關し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

3 事業概要の作成に關し必要な技術的基準は、建設省令で定める。

(事業概要についての土地の所有者及び借地権者の同意)

第四条 前条第一項の規定により土地整理事業の施行を要請しようとする者は、事業概要について、同項の区域内の土地について所有権又は借地権(借地法(大正十年法律第四十九号)第一条に規定する借地権をいう。以下同じ。)を有するすべての者の三分の一以上及びその区域内の特定市街化区域農地の所有権を有するすべての者の三分の一以上の同意を得なければならない。

この場合においては、同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が所有するその区域内の土地の地積との合計の三分の二以上であり、かつ、同意した者が所有するその区域内の特定市街化区域農地の地積がその区域内の特定市街化区域農地の地積の三分の二以上でなければならない。

地権の目的となつているその区域内の土地の地積との合計がその区域内の土地の總地積と借地権の目的となつている土地の總地積との合計の三分の二以上であり、かつ、同意した者が所有するその区域内の特定市街化区域農地の地積がその区域内の特定市街化区域農地の地積の三分の二以上でなければならない。

2 土地整理法第十九条及び第一百三十条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

(土地整理事業の施行)

第五条 第三条第一項の規定により土地整理事業の施行の要請を受けた市は、その要請された土地整理事業の施行の障害となる事由がない限り、当該土地整理事業を施行するものとする。

(住宅金融公庫の資金の貸付けの特例)

第六条 住宅金融公庫が、特定市街化区域農地を転用して、賃貸又は譲渡する住宅を建設しようとする当該特定市街化区域農地の所有者その他

の者で政令で定めるものに対し、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第二十条第一項の規定による限度において同法第十七条第一項の規定により資金を貸し付ける場合における当該貸付金の利率は、同法第二十二条第一項又は第二項の規定にかかわらず、同法第十七条第一項第三号に該当する者に対する貸付金にあつては年四・五パーセント、同項第四号に該当する者に対する貸付金にあつては年六・八パーセントとする。

（農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例）

第七条 特定市街化区域農地を転用して賃貸住宅を建設する場合においては、当該賃貸住宅が、

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）第二条第

二項に規定する特定賃貸住宅に該当しないものであつても、その規模、構造及び設備が同項の建設省令で定める基準に適合し、かつ、同項第一号に掲げる条件に該当する一戸地の住宅の全

部又は一部をなすと認められるときは、これを同項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

（特定市街化区域農地等の譲渡に係る所得税の軽減等）

第八条 特定市街化区域農地（特定市街化区域農地の上に存する権利を含む。）を有する個人が、

当該特定市街化区域農地を宅地の用に供するた

めに譲渡した場合においては、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところ

により、その譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する

譲渡所得についての所得税を軽減する。

前項の規定により租税特別措置法においてそ

の譲渡による譲渡所得に係る所得税が軽減される特定市街化区域農地を譲り受けた者は、でき

る限りすみやかに、当該土地に住宅その他の建物を建設しなければならない。

（特定市街化区域農地を転用して新築した賃家住宅等に係る不動産取得税及び固定資産税の軽減）

第三十一条の二第二項中「第三十一条の一第一項」を「第三十一条の三第一項」に改め、第一

二章第四節第二款中同条を第三十一条の三と

第三十一条の次に次の二条を加える。

（特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第三十一条の二 前条第一項の場合において、

当該特定市街化区域農地等を宅地の用に供す

ためのもの（当該譲渡につき農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五条第一項

第三号の届出を要する場合には、当該届出が

された後に行なつたものに限る。）に該当する

ときは、当該譲渡による譲渡所得に係る昭和四十八年分から昭和五十年分までの各年分の所得税については、前条第一項中「百分の二十（昭和四十五年分及び昭和四十六年分の所得税については百分の十とし、昭和四十七年分及び昭和四十八年分の所得税については百分の十五とする。）」とあるのは、「百分の十五（昭和四十八年分の所得税については、百分の十。）」とする。

前項に規定する特定市街化区域農地等とは、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第二号）第二条に規定する特定市街化区域農地（当該特定市街化区域農地の所有者が土地区画整理事業を施行すべきことを要請することができる場合は、昭和五十一年三月三十日までとする。）

（租税特別措置法の一部改正）

第三条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

（改訂）

目次中「第三十一条の二」を「第三十一

三条の三」に改める。

（改訂）

申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添附がなかつたことに

ついてやむを得ない事情があると認めるとき

は、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令

で定める書類の提出があつた場合に限り、第

一項の規定を適用することができます。

（改訂）

第三十三条第一項第四号中「昭和二十七年法律第二百二十九号」を削る。

（改訂）

第三十四条の二第二項第一号の次に次の二号

を加える。

一の二 第三十一条の二第一項に規定する特

定市街化区域農地等が、前号に規定する法

人の行なう宅地造成のためにこれらの者に

買い取られる場合（第三十三条第一項第二

号、第三十三条の二第一項第一号、前条第

二項第一号又は前号の規定の適用がある場

合を除く。）

（改訂）

法第三十三条第一項第二及び第三十四条の二第二項第一号の規定は、昭和四十八年分以後の所得

税について適用する。

（地方税法の一部改正）

第五条 地方税法の一部を次のように改正する。

（改訂）

附則第十一條の二に次の二項を加える。

（改訂）

第三道府県は、特定市街化区域農地（特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第二号）第二条に規定する特定市街化区域農地をいう。以下本項並びに附則第十六条第三項及び第四項において同じ。）の所有者又

は特定市街化区域農地について耕作の事業に

供するための農地法第二条第七項第二号イに

規定する使用収益権を有する者（これらの者

の相続人を含む。附則第十六条第三項及び第

四項において「特定市街化区域農地の所有者

に限り、適用する。

（改訂）

申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添附がなかつたことに

ついてやむを得ない事情があると認めるとき

は、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令

で定める書類の提出があつた場合に限り、第

一項の規定を適用することができます。

（改訂）

第三十三条第一項第四号中「昭和二十七年法律第二百二十九号」を削る。

（改訂）

第三十四条の二第二項第一号の次に次の二号

を加える。

一の二 第三十一条の二第一項に規定する特

定市街化区域農地等が、前号に規定する法

人の行なう宅地造成のためにこれらの者に

買い取られる場合（第三十三条第一項第二

号、第三十三条の二第一項第一号、前条第

二項第一号又は前号の規定の適用がある場

合を除く。）

（改訂）

法第三十三条第一項第二及び第三十四条の二第二項第一号の規定は、昭和四十八年分以後の所得

税について適用する。

（改訂）

附則第十一條の二に次の二項を加える。

（改訂）

第三道府県は、特定市街化区域農地（特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第二号）第二条に規定する特定市街化区域農地をいう。以下本項並びに附則第十六条第三項及び第四項において同じ。）の所有者又

は特定市街化区域農地について耕作の事業に

供するための農地法第二条第七項第二号イに

規定する使用収益権を有する者（これらの者

の相続人を含む。附則第十六条第三項及び第

四項において「特定市街化区域農地の所有者

に限り、適用する。

（改訂）

第三十三条第一項第四号中「昭和二十七年法律第二百二十九号」を削る。

（改訂）

第三十四条の二第二項第一号の次に次の二号

を加える。

一の二 第三十一条の二第一項に規定する特

定市街化区域農地等が、前号に規定する法

人の行なう宅地造成のためにこれらの者に

買い取られる場合（第三十三条第一項第二

号、第三十三条の二第一項第一号、前条第

二項第一号又は前号の規定の適用がある場

合を除く。）

（改訂）

法第三十三条第一項第二及び第三十四条の二第二項第一号の規定は、昭和四十八年分以後の所得

税について適用する。

（改訂）

附則第十一條の二に次の二項を加える。

（改訂）

第三道府県は、特定市街化区域農地（特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第二号）第二条に規定する特定市街化区域農地をいう。以下本項並びに附則第十六条第三項及び第四項において同じ。）の所有者又

は特定市街化区域農地について耕作の事業に

供するための農地法第二条第七項第二号イに

規定する使用収益権を有する者（これらの者

の相続人を含む。附則第十六条第三項及び第

四項において「特定市街化区域農地の所有者

に限り、適用する。

（改訂）

第三十三条第一項第四号中「昭和二十七年法律第二百二十九号」を削る。

（改訂）

第三十四条の二第二項第一号の次に次の二号

を加える。

一の二 第三十一条の二第一項に規定する特

定市街化区域農地等が、前号に規定する法

人の行なう宅地造成のためにこれらの者に

買い取られる場合（第三十三条第一項第二

号、第三十三条の二第一項第一号、前条第

二項第一号又は前号の規定の適用がある場

合を除く。）

（改訂）

法第三十三条第一項第二及び第三十四条の二第二項第一号の規定は、昭和四十八年分以後の所得

税について適用する。

（改訂）

附則第十一條の二に次の二項を加える。

（改訂）

第三道府県は、特定市街化区域農地（特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第二号）第二条に規定する特定市街化区域農地をいう。以下本項並びに附則第十六条第三項及び第四項において同じ。）の所有者又

は特定市街化区域農地について耕作の事業に

供するための農地法第二条第七項第二号イに

規定する使用収益権を有する者（これらの者

の相続人を含む。附則第十六条第三項及び第

四項において「特定市街化区域農地の所有者

に限り、適用する。

（改訂）

第三十三条第一項第四号中「昭和二十七年法律第二百二十九号」を削る。

（改訂）

第三十四条の二第二項第一号の次に次の二号

を加える。

一の二 第三十一条の二第一項に規定する特

定市街化区域農地等が、前号に規定する法

人の行なう宅地造成のためにこれらの者に

買い取られる場合（第三十三条第一項第二

号、第三十三条の二第一項第一号、前条第

二項第一号又は前号の規定の適用がある場

合を除く。）

（改訂）

法第三十三条第一項第二及び第三十四条の二第二項第一号の規定は、昭和四十八年分以後の所得

税について適用する。

（改訂）

附則第十一條の二に次の二項を加える。

（改訂）

第三道府県は、特定市街化区域農地（特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第二号）第二条に規定する特定市街化区域農地をいう。以下本項並びに附則第十六条第三項及び第四項において同じ。）の所有者又

は特定市街化区域農地について耕作の事業に

供するための農地法第二条第七項第二号イに

規定する使用収益権を有する者（これらの者

の相続人を含む。附則第十六条第三項及び第

四項において「特定市街化区域農地の所有者

に限り、適用する。

（改訂）

第三十三条第一項第四号中「昭和二十七年法律第二百二十九号」を削る。

（改訂）

第三十四条の二第二項第一号の次に次の二号

を加える。

一の二 第三十一条の二第一項に規定する特

定市街化区域農地等が、前号に規定する法

人の行なう宅地造成のためにこれらの者に

買い取られる場合（第三十三条第一項第二

号、第三十三条の二第一項第一号、前条第

二項第一号又は前号の規定の適用がある場

合を除く。）

（改訂）

法第三十三条第一項第二及び第三十四条の二第二項第一号の規定は、昭和四十八年分以後の所得

税について適用する。

（改訂）

附則第十一條の二に次の二項を加える。

（改訂）

第三道府県は、特定市街化区域農地（特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第二号）第二条に規定する特定市街化区域農地をいう。以下本項並びに附則第十六条第三項及び第四項において同じ。）の所有者又

は特定市街化区域農地について耕作の事業に

供するための農地法第二条第七項第二号イに

規定する使用収益権を有する者（これらの者

の相続人を含む。附則第十六条第三項及び第

四項において「特定市街化区域農地の所有者

に限り、適用する。

（改訂）

第三十三条第一項第四号中「昭和二十七年法律第二百二十九号」を削る。

（改訂）

第三十四条の二第二項第一号の次に次の二号

を加える。

一の二 第三十一条の二第一項に規定する特

定市街化区域農地等が、前号に規定する法

人の行なう宅地造成のためにこれらの者に

買い取られる場合（第三十三条第一項第二

号、第三十三条の二第一項第一号、前条第

二項第一号又は前号の規定の適用がある場

合を除く。）

（改訂）

法第三十三条第一項第二及び第三十四条の二第二項第一号の規定は、昭和四十八年分以後の所得

税について適用する。

されており、当初六月末日までが関税の減免期間であり、加工メーカーが加工原継用として、今年秋までの原料手当を行つたため在庫量が増加しているのが現状である。輸入豚肉は、冷凍品であり、一般小売店の販売には解凍及び品質等の問題で一般的に普及していないが、国内豚肉の卸売価格の現状に対処して一般家庭用消費へ振向けるべく検討を進めているところである。

三について

(1) 非自由化品目である魚介類(にしん、ぶり、さば、いわし、あじ、さんま、帆立貝、貝柱、いか等)については、本年度も、原則として前年度割当枠の三〇%増の輸入割当枠の設定を行う予定である。

(2) 本問題については、今後零細な漁業者への影響を十分考慮しつつ慎重に対処してまいりたい。

(3) 現在輸入制限の行わっている水産物の輸入割当方式は、加工業者等に対する割当(需割)と輸入業者に対する割当(商割)がある。水産物の輸入実績が一定額以上ある者は、商割を申請することができるようになっているが、御質問のスーパー、生協、農協等からは現在のところ商割の申請が行われていない。

スーパー等へこれとは別途の割当を行つては、困難な問題であるが、例えばスーパー等で一定の需要を恒常的に確保することが可能な者に対し、これを行ふことについては、輸入方式全体の問題として今後慎重に検討してまいりたい。

右答弁する。

通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

現在、寝台料金に対する通行税については、国鉄のB寝台の最高料金額に相当する一・六〇円を免税点として定めているが、本案は、この金額表示による免税点を、一般の乗客が通常利用する寝台に係る料金として政令で定めるも

のと改めるほか、所要の規定の整備を図ることとしている。なお、今回、国鉄の運賃及び料金の改定が予定されているが、改定後はB寝台の最高料金である一・九〇〇円を政令で定めることが予定されている。

二 議案の可決理由

国鉄の寝台料金の改定は運輸大臣の認可事項となつておらず、隨時変更され得る性格を持つてゐるが、この性格等にかんがみ、通行税が非課税となる寝台料金の範囲の規定を改めようとすると本案は、適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十八年七月十日

大蔵委員長 鶴田 宗一

衆議院議長 前尾繁三郎殿

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、最近における小売業に関する諸情勢の変化にかんがみ、現行の百貨店法を廃止し、大規模小売店舗における小売業の事業活動についての調整を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、消費者の利益の保護に配慮しつつ、大規模小売店舗における小売業の事業活動を調整することにより、その周辺の中

小売業の事業活動の機会を適正に確保し、小売業の正常な発達を図り、もつて国民経済の健全な進展に資することを目的とする。

2 定義

(1) この法律で「店舗面積」とは、小売業(飲食店業を除き、物品加工修理業を含む)を営むための店舗の用に供される床面積をいう。

(2) この法律で「大規模小売店舗」とは、一の建物であつて、その建物内の小売業を営むための店舗の用に供される床面積の合計が千五百平方メートル(都の特別区、指定都市の区域内においては、三千平方メートル。以下「基準面積」という。)以上であつて、その建物における小売業の事業活動について調整が行なわれることがある旨通商産業大臣が公示する建物をいう。

(3) 大規模小売店舗に該当する建物の新設(建物の床面積の変更又は既存建物の用途変更により該当する場合を含む。)をする者は、その建物の見やすい場所に通商産業省令(以下「省令」という。)で定めるところにより表示を掲げるとともに、省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、当該新設をする者が二人以上である場合には、これらの者の全部又はその一部が共同して表示を掲げるとともに、届出を行なうことができる。

(4) 大規模小売店舗においては、公示がされた日から六月を経過した後でなければ、何人も、新たに小売業を営んではならない。

(5) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

(4) 大規模小売店舗に該当する建物の新設をする者は、公示があつた後でなければ、その建物の全部又は一部を、基準面積をこえた小売業を営むための店舗の用に供し、又は供させてはならない。

(5) 大規模小売店舗に関する表示等の規定の適用については、屋根、柱又は壁を共通にする建物(公共の用に供される道路その他の施設によつて二以上の部分に偏てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分)及び通路によつて接続され機能が一体となつてある二以上の建物は、これを一の建物とし、その建物に附属建物があるときは、これをあわせたものをもつて一の建物とする。

3

(1) 大規模小売店舗に該当する建物の新設(建物の床面積の変更又は既存建物の用途変更により該当する場合を含む。)をする者は、その建物の見やすい場所に通商産業省令(以下「省令」という。)で定めるところにより表示を掲げるとともに、省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、当該新設をする者が二人以上である場合には、これらの者の全部又はその一部が共同して表示を掲げるとともに、届出を行なうことができる。

(2) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(1) 大規模小売店舗において小売業を営もうとする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(イ) 氏名又は名称及び住所並びに法人についての表示は、代表者の氏名、(ロ) 大規模小売店舗の所在地

(3) 通商産業大臣は、大規模小売店舗に該当する建物について新設の届出がない場合において、必要と認めるときは、その建物につき表示及び公示をすることができる。

(3) 通商産業大臣は、大規模小売店舗に該当する建物について新設の届出がない場合に

おいて、必要と認めるときは、その建物につき表示及び公示をすることができる。

4

(1) 大規模小売店舗においては、公示がされた日から六月を経過した後でなければ、何人も、新たに小売業を営んではならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

5

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

6

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

7

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

8

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

9

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

10

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

11

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

12

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

13

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

14

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

15

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

16

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

17

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

18

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

19

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

20

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

21

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

22

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

23

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

24

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

25

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

26

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

27

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

28

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

29

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

30

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

31

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

32

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

33

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

34

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

35

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

36

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

37

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

38

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

39

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

40

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をする者は、大規模小売店舗ごとに、開店日の四月前までに、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいた者は、その公示の日から六月を経過した後でなければ、当該

41

(1

ない。

6 開店日の繰上げ等の届出

(1) 大規模小売店舗における小売業の届出をした者は、その届出に係る開店日の繰上げをしようとするときは、繰上げ後の開店日の四日前までに、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(2) 大規模小売店舗における小売業の届出をした者は、その届出に係る店舗面積の増加をしようとするときは、店舗面積を増加する日の四月前までに、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、省令で定める軽微な変更については、この限りではない。

7 変更勧告

(1) 通商産業大臣は、大規模小売店舗における小売業者の届出があつた場合において、その届出に係る大規模小売店舗の周辺の人々の規模及びその推移、中小小売業の近代化の見通し、他の大規模小売店舗の配置及び該他の大規模小売店舗における小売業の現状等の事情を考慮して、その届出に係る事項が実施されることによりその届出に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすそれがあるかどうかを審査し、そのおそれがあると認めるときは、大規模小売店舗審議会の意見を聞いて、その届出を受理した日から三月以内に限り、その届出をした者に対し、その勧告に係る開店日を繰り下げ、又は店舗面積を減少すべきことを命ずることができる。

8 変更命令

(1) 通商産業大臣は、勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼす事態が生じ、中小小売業の利益が著しく害されるおそれがあると認めるときは、大規模小売店舗審議会の意見をきいて、その届出を受理した日から四月以内に限り、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る開店日を繰り下げ、又は店舗面積を減少すべきことを命ずることができる。

(2) 大規模小売店舗審議会が変更命令についての意見をきかれた場合において、その意見を見定めようとするときは、7の(2)と同様に商工会議所又は商工会及び申出をした者の意見をきかなければならない。

9 閉店時刻及び休業日数

(1) 大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、大規模小売店舗ごとに、開店日までに、閉店時刻、休業日数を通商産業大臣に届け出なければならない。また、大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、大規模小売店舗において小売業を営んでいる者と同様に、開店日までに、閉店時刻、休業日数等に関する意見をきかなければならない。

10 閉店時刻及び休業日数

(1) 大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうかを審査し、そのおそれがあると認めるときは、大規模小売店舗審議会の意見を聞いて、その届出を受理した日から三月以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る開店日を繰り下げ、又は店舗面積を減少すべきことを勧告することができる。

(2) 大規模小売店舗審議会は、意見をきかれた場合において、その意見を定めようとするとときは、その大規模小売店舗の所在地がその地区内にある商工会議所又は商工会の意見及び省令で定めるところにより申出をする。

いて、その中小小売業の維持育成を図るために必要なあると認めるときは、その營業に関する行為を行なつてゐる小売業者に対し、その營業に関する行為をしないように勧告することができる。

なお、勧告したときは、その旨を公表しなければならない。

11 消費者に対する配慮等

通商産業大臣は、変更勧告、変更命令、改善勧告の運用に当たつては、消費者の利益の保護について配慮し、あわせて、大規模小売店舗における中小小売業の近代化その他の小売業の事業活動の円滑な遂行に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

12 営業の停止

(1) 通商産業大臣は、大規模小売店舗における小売業者が、営業の開始、届出、開店日の繰上げ、閉店時刻、休業日数等に関する規定に違反し、又は変更命令に違反したときは、その小売業者に対し、一年以内の期間を定めてその小売業の営業の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができない。

13 営業の停止

(2) 通商産業大臣は、大規模小売店舗に該当する建物で公示がされていないものにおける小売業者が、その建物が明らかに大規模小売店舗に該当することを知つていると認められる場合において、その者の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に著しい影響を及ぼしていると認めるときは、その小売業者に対し、一年以内の期間を定められたる場合において、その者の事業活動を減少すべきことを命ずることができる。

14 異議申立ての手続における聴聞

通商産業大臣は、変更命令又は営業停止命令についての異議申立てがあつたときは、異議申立て人に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならぬ。聴聞に際しては、異議申立て人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

15 聞則

変更命令、営業停止命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する等必要な罰則規定を定める。

16 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を経過する。

17 百貨店法の廃止

(1) この法律の施行の際、廃止前の百貨店法(以下「旧法」という。)による許可の申請をしている者の当該申請に関する営業の許可、店舗の新設等の許可等については、なほ従前の例による。

(2) この法律の施行の際、大規模小売店舗に該当する建物を設置している者は、この法律の施行の日から起算して一月以内に、その建物の見やすい場所に省令で定めるところにより表示を掲げるとともに、省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。また、公示があつた後でなければ、その建物の全部又は一部を、この法律

- (3) 大規模小売店舗における小売業の営業開始等の制限の規定は、この法律の施行の日から起算して六月間は適用しない。
- (4) イ この法律の施行後、大規模小売店舗に該当する建物において小売業を営もうとする者であつて、その店舗につきこの法律の施行の際、旧法の許可を受けている者又は旧法による許可の申請をしている者で旧法の許可を受けたものについては、大規模小売店舗における小売業者の届出の規定は、適用しない。
- また、開店日の繰上げ等の届出の規定の適用については、大規模小売店舗における小売業者の届出をしたものとみなされる。
- ロ この法律の施行の際大規模小売店舗に該当する建物において小売業を営んでいた者であつて、その店舗につきこの法律の施行の際旧法の許可を受けているものについては、大規模小売店舗における小売業者の届出の規定は適用しない。
- また、店舗面積増加等の届出の規定の適用については、大規模小売店舗における小売業者の届出をしたものとみなす。
- ハ この法律の施行の際大規模小売店舗に該当する建物において小売業を営んでいる者であつて、その店舗につきこの法律の施行の際旧法による許可を受けているもの又は旧法による許可を申請している者で旧法による店舗の新設等の許可を受けた者については、店舗面積増加の届出の規定は適用しない。
- (5) この法律の施行の日から起算して四月を経過する日までに大規模小売店舗において小売業を営もうとする者（旧法による百貨店を除く）が開店日の繰上げをしようとするときは、又は店舗面積の増加をしようとするときは、あらかじめ、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

右報告する。

昭和四十八年七月十一日

衆議院議長 前尾繁三郎殿 商工委員長 浦野 幸男

の施行の際、供し又は供させている店舗面積をこえて小売業を営むための店舗の用に供し又は供させてはならない。

(3) 大規模小売店舗における小売業の営業開始等の制限の規定は、この法律の施行の日から起算して六月間は適用しない。

(4) イ この法律の施行後、大規模小売店舗に該当する建物において小売業を営もうとする者であつて、その店舗につきこの法律の施行の際、旧法の許可を受けている者又は旧法による許可の申請をしている者で旧法の許可を受けたものについては、大規模小売店舗における小売業者の届出の規定は、適用しない。

また、開店日の繰上げ等の届出の規定の適用については、大規模小売店舗における小売業者の届出をしたものとみなされる。

ロ この法律の施行の際大規模小売店舗に該当する建物において小売業を営んでいた者であつて、その店舗につきこの法律の施行の際旧法の許可を受けているものについては、大規模小売店舗における小売業者の届出の規定は適用しない。

また、店舗面積増加等の届出の規定の適用については、大規模小売店舗における小売業者の届出をしたものとみなす。

ハ この法律の施行の際大規模小売店舗に該当する建物において小売業を営んでいる者であつて、その店舗につきこの法律の施行の際旧法による許可を受けているもの又は旧法による許可を申請している者で旧法による店舗の新設等の許可を受けた者については、店舗面積増加の届出の規定は適用しない。

(5) この法律の施行の日から起算して四月を経過する日までに大規模小売店舗において小売業を営もうとする者（旧法による百貨店を除く）が開店日の繰上げをしようとするときは、又は店舗面積の増加をしようとするときは、あらかじめ、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

店業を営もうとする者を除く。）、は、大規模小売店舗ことに、あらかじめ開店日、店舗面積等を通商産業大臣に届け出なければならない。

(6) この法律の施行の日から起算して四月を経過する日までに大規模小売店舗において小売業を営む者（旧法による百貨店業を営む者を除く）が開店日の繰上げをしようとするときは、又は店舗面積の増加をしようとするときは、あらかじめ、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(7) (5)及び(6)の届出については、変更勧告の規定は適用しない。

その他

業大臣に届け出なければならない。

規定は適用しない。

その他の規定は適用しない。

百貨店法を廃止してこの法律を制定することに伴い、小売商業調整特別措置法、割賦販売法、登録免許税法及び通商産業省設置法について、それぞれその一部を改正し、所要の整備を行なう。

二 議案の修正議決理由

本案は、消費者利益の保護に配慮しつつ、中規模小売店舗における小売業の事業活動の調整を図るために、その措置としておおむね有効適切なものと認めるが、変更勧告等について消費者、小売業者等の意見が反映されるようこれらのものを明示すること並びに既存の大規模小売店舗における小売業の閉店時刻、休業日数の届出及びその調整について修正を行なう必要があると認め、別紙のとおり、修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のことおりの附帯決議を附することに決した。

附 則

第九条 附則第七条の規定により同条に規定する者に適用することとされる第五条第一項の規定又は前条の規定により同条に規定する者に適用することとされる第六条第一項若しくは第二項の規定による届出については、第七条第一項の規定は、適用しない。

第十一条 附則第四項において準用する第九条第四項における第十一条第一項の規定による命令に違反した場合において、その意見を定めようとするときは、その大規模小売店舗の所在地がその地区内にある商工会議所又は商工会の意見及び〇消費者又はその団体、小売業者又はその団体との他のものでしてあるのものとしてあるの意見及び〇通商産業省令で定めるところにより申出をした者の意見をきかなければならない。

二 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 附則第四項第三項の規定に違反した者

二 前条第一項又は第二項の規定による届出をした者の罰金に処する。

次に各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 附則第四項第三項の規定に違反した者

二 前条第一項又は第二項の規定による届出をした者の罰金に処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者を罰するほか、その法人又は人に対する各本項の刑を科する。

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔別紙〕

（小字及び
— は修正）

が同条第一項の通商産業省令で定める時刻以前であるときは、この限りでない。

この法律の施行の際第三条第一項に規定する建物において小売業を営んでいる者は、当該建物ことに、休業日数の減少につき第九条第三項の規定による届出をした場合を除き、この法律の施行の日から起算して一年以内に、その休業日数を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、その休業日数が同条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る大規模小売店舗の周辺の人口の規模及びその推移、中小・小売業の近代化の見通し、他の大規模小売店舗の配置及び当該他の大規模小売店舗における小売業の現状等の事情を考慮して、その届出に係る事項が実施されることによりその届出に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小・小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうかを審査し、そのおそれがあると認めるときは、大規模小売店舗審査法、登録免許税法及び通商産業省設置法について、それぞれその一部を改正し、所要の整備を行なう。

前二項の規定による届出は、第十二条第二項及び第十三条第一項による届出とみなす。

第九条第四項及び第十五条の規定は、第一項又は第二項の規定による届出があつた場合について準用する。

第十四条第一項の規定は、第一項又は第二項に規定する大規模小売店舗の所長が第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した場合について準用する。

第十五条の規定は、第四項において準用する第九条第四項において準用する第九条第四項に規定する命令に違反した場合について準用する。

第十七条の規定は、第四項において準用する第九条第四項又は前項において準用する第十四条第一項又は第八条第一項に規定する命令に違反した場合について準用する。

第十八条の規定は、第四項において準用する第九条第四項において準用する第十四条第一項又は第八条第一項に規定する命令に違反した場合について準用する。

第十九条の規定は、第五項において準用する第十一条第一項又は第八条第一項において準用する第十一条第一項に規定する命令に違反した場合について準用する。

第二十条の規定は、第五項において準用する第十一条第一項又は第八条第一項において準用する第十一条第一項に規定する命令に違反した場合について準用する。

第二十一条の規定は、第五項において準用する第十一条第一項又は第八条第一項において準用する第十一条第一項に規定する命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

次に各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 附則第四項第三項の規定に違反した者

二 前条第一項又は第二項の規定による届出をした者の罰金に処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者を罰するほか、その法人又は人に対する各本項の刑を科する。

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(小売商業調整特別措置法の一部改正)

第十二条 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「百貨店法(昭和三十一年法律第百六十六号)第六条第一項に規定する百貨店業者と」を「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第四号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗において小売業を営む者とその周辺の」に改める。(割賦販売法の一部改正)

第十三条 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「百貨店業者(百貨店法(昭和三十一年法律第百六十六号)第三条の許可を受けた者をいう。)」を「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第四号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗において小売業を営む者」に改める。(登録免許税法の一部改正)

官報(号外)

第二十五条第一項の表中百貨店審議会の項を次のように改める。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する重要な事項を調査審議すること。

〔別紙〕

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一大規模小売店舗における小売業者の届出について、厳正な審査を行ない、万一にも大企業

のダメーが寄合百貨店の形態をとつて、本法による調整をまぬがれることのないよう十分措置すること。

二 大規模小売店舗審議会及び商業活動調整協議会の組織及び運営については、消費者、中小小売業者及びその従業員の意見が十分反映されるよう措置すること。

三 閉店時刻及び休業日数の基準の設定にあたつては、従業者の福祉、地域との融和等を重視し、特に休業日数については十大都市、その他都市の区別を勘案するよう検討すること。

四 百貨店業者等の基準面積未満の大規模店舗についても、本法の調整措置に準じ適切な指導を行なうとともに、駆込み増設については、從来の行政指導を強化し、本法の趣旨に基づいて処理すること。

五 百貨店における派遣店員、不当返品等の不公正な取引方法の規制を厳格に実施することともに、本法の制定にともない新たに対象となる大規模小売店舗における小売業の不公正取引方法の特殊指定について検討すること。

六 百貨店、大型スーパー、商社等による中小小売店の系列化等の抑制について強力な指導を行なうとともに、中小小売業者の事業分野の確保について適切な措置を講ずること。

七 大規模小売店舗の進出により直接影響を受け、事業転換を余儀なくされる中小小売業者に対しては、その円滑な実施を図るために所要資金の融資等特段の配慮を行なうこと。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、農林漁業団体職員共済組合による給付に関し、他の共済組合制度に準じて、遺族年金及び遺族年金について、国家公務員共済組合の場合に準じ、その年金額の算定の基礎となつた平均標準給付を、昭和四十五年度以前に給付事由が生じた年金については二十三・四パーセント、昭和四十六年度に給付事由が生じた年金については十五パーセント引き上げることにより、昭和四十八年十月分から年金額を引き上げること。

(1) 農林漁業団体職員共済組合法の規定に基づく退職年金、減額退職年金、障害年金及び遺族年金について、国家公務員共済組合の場合に準じ、その年金額の算定の基礎となつた平均標準給付を、昭和四十五年度以前に給付事由が生じた年金については二十三・四パーセント、昭和四十六年度に給付事由が生じた年金については十五パーセント引き上げることにより、昭和四十八年十月分から年金額を引き上げること。

(2) 農林漁業団体職員共済組合法の規定に基づく通算退職年金について、国家公務員共済組合の場合に準じ、昭和四十八年十一月分からその額を引き上げること。

1 標準給与の月額の下限及び上限の引上げ

掛金及び給付の算定の基礎となる標準給与の下限を一万八千円から二万六千円に、上限を十八万五千円から二十二万円に引き上げること。

2 退職年金の最低保障額の引上げ等

退職年金、障害年金及び遺族年金について、國家公務員共済組合における年金の額の最低保障額等の引上げに準じ、その最低保障額を引き上げるとともに、通算退職年金の額についても引き上げること。

3 遺族年金の受給資格要件の緩和

職務上傷病によらないで死亡した場合の遺族年金の受給資格要件について、組合員保険との均衡等を考慮し、組合員期間十年以上とされているのを、他の社会保険との均衡等を考慮し、組合員期間一年以上に短縮すること。

4 その他

その他の規定の整備を行なうこと。

二 議案の修正議決理由

本案は、農林漁業団体職員共済組合による年金給付に関し、他の共済組合制度に準じて改善を行うおうとするものであり、その措置についておおむね妥当なものと認められるが、退職年金等の最低保障額については年金者の老後の生活安定の趣旨からもこれをさらに引上げることを適當と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

の整備を行なうこと。

(3) 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正

1 既裁定年金の額の改定

(1) 農林漁業団体職員共済組合法の規定に基づく退職年金、減額退職年金、障害年金及び遺族年金について、国家公務員共済組合の場合に準じ、その年金額の算定の基礎となつた平均標準給付を、昭和四十五年度以前に給付事由が生じた年金については二十三・四パーセント、昭和四十六年度に給付事由が生じた年金については十五パーセント引き上げることにより、昭和四十八年十月分から年金額を引き上げること。

(2) 農林漁業団体職員共済組合法の規定に基づく通算退職年金について、国家公務員共済組合の場合に準じ、昭和四十八年十一月分からその額を引き上げること。

2 施行期日

施行期日は、昭和四十八年十月一日とする

こと。

ただし、(1)の2及び(2)の一部については昭和四十八年十一月一日とすること。

3 和四十八年十一月一日とすること。

ただし、(1)の2及び(2)の一部については昭和四十八年十一月一日とすること。

4 その他

その他の規定の整備を行なうこと。

二 議案の修正議決理由

本案は、農林漁業団体職員共済組合による年金給付に関し、他の共済組合制度に準じて改善を行なうとするものであり、その措置についておおむね妥当なものと認められるが、退職年金等の最低保障額については年金者の老後の生活安定の趣旨からもこれをさらに引上げることを適當と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費
昭和四十八年度一般会計予算（農林省所管）に、農林漁業団体職員共済組合補助に必要な経費として二十四億五千百一万四千円が計上されている。

また、本修正の結果必要とする経費として平

年度約六千四百万円が見込まれている。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意

〔別紙〕

〔農林漁業団体職員共済組合法の一部改正〕

第一条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「退職一時金又は遺族一時金」を「又は退職一時金」に改める。

第二十条第一項の表中 第一级 一八、〇〇〇円
第一級 一九、〇〇〇円未満
第二級 二〇、〇〇〇円
第三級 二二、〇〇〇円以上 二三、〇〇〇円未満
第四級 二四、〇〇〇円
第五級 二六、〇〇〇円
二五、〇〇〇円以上 二七、〇〇〇円未満

〔第二級〕二六、〇〇〇円 二七、〇〇〇円未満

〔第六級〕二六、〇〇〇円 二七、〇〇〇円未満

〔第七級〕二六、〇〇〇円 二七、〇〇〇円未満

〔第十級〕二六、〇〇〇円 二七、〇〇〇円未満

〔第十一級〕二六、〇〇〇円 二七、〇〇〇円未満

〔第十五級〕二六、〇〇〇円 二七、〇〇〇円未満

〔第十六級〕二六、〇〇〇円 二七、〇〇〇円未満

〔第十八級〕二六、〇〇〇円 二七、〇〇〇円未満

〔第十九級〕二六、〇〇〇円 二七、〇〇〇円未満

〔第二十二級〕二六、〇〇〇円 二七、〇〇〇円未満

〔第二十五級〕二六、〇〇〇円 二七、〇〇〇円未満

〔第二十三級〕二六、〇〇〇円 二七、〇〇〇円未満

〔第二十八級〕二六、〇〇〇円 二七、〇〇〇円未満

見の要旨
国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して櫻内農林大臣より、修正案については「政府としては、やむを得ない。」旨の意見が述べられた。
右報告する。
昭和四十八年七月十二日
衆議院議長 前尾繁三郎殿 農林水産委員長 佐々木義武

〔小字及び一は修正〕

第二十四条第一項を次のように改める。

遺族給付を受けけるべき遺族の範囲は、次に掲げる者とする。ただし、子又は孫については、組合員若しくは組合員であつた者の死亡から引き続き別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限る。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたもの

二 組合員期間が十年以上である組合員又は当該組合員であつた者の配偶者（前号に掲げる配偶者に該当するものを除く。）

第三十六条第一項中「第二十四条第一項本文に規定する」を「配偶者、子、父母、孫及び祖父母の」に改める。

第三十六条第二項ただし書中「十五円」を「三

十円〔千四百円〕に改める。

第三十七条の第三項第一号中「十一万四百円」を「二十二万八百円」に改める。

附則第六条第一項ただし書中「十五万円」を「三十四万円〔千四百円〕」に改める。

第三十八条の二第一項及び第二項中「第五十条の二」を「第五十条〔千四百円〕」に改める。

附則第七条第五項中「第一条の四」を「第一条の五」に改める。

第四十四条第二項中「受けなくなり、又は死亡した場合（遺族年金を支給する場合を除く。）」を「受けなくなつた場合」に、「第四項」を「次項」に改め、「又はその遺族」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項の規定」を「前項の規定」に、「第五十条の二」を「第五十条〔千四百円〕」に改め、同条第三項とし、同条第五項を削る。

附則第十八条及び第十九条を次のように改めれる。

第十八条及び第十九条 削除

〔昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律〕の一部改正

第三条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十七号）の一部を次のように改める。

第四十六条第一項第三号中「十年以上」を「一年以上」に改め、同項第四号中「十年未満」を「一年未満」に改め、同条第二項及び第三項第二号

第一条の四の次に次の一条を加える。

昭和四十八年七月十三日 衆議院会議録第五十一号 議案に関する報告書

年金の額の改定)

月分以後、その額を、これらの規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額（その額が十一万円に一・一〇一を乗じて得た額をこえるときはその乗じて得た額とする旨の制限が適用されたものである場合には、その制限が適用されないものとした場合にこれららの規定による年金額の改定の基礎となるべき平均標準給与の月額）に一・二三四五を乗じて得た額を平均標準給与の月額とみなして、旧法（附則第五条を除く。）の規定を適用して算定した額に改定する。

されたものである場合には、その制限が適用されないものとした場合にこれらの規定による年金額の改定の基礎となるべき平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額（年額）に一・二三四を乗じて得た額をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、法、附則第三項の規定による改正前の三十九年改正法附則又は農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

る額に一・一〇一を乗じて得た額をこえるときはその乗じて得た額とする旨の制限、旧法の平均標準給与の仮定年額にあつては、その額が百八十万円に一・一〇一を乗じて得た額をこえるときはその乗じて得た額とする旨の制限が適用されたものである場合には、これらの制限が適用されないものとした場合にこれららの規定による年金額の改定の基礎となるべき平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額(即に一・一二三四を乗じて得た額をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与のみならして、法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

の給付事由が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額に「一・二三四（昭和四十六年四月一日以後にその給付事由が生じた年金にあつては、一・一〇五）」を乗して得た額をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三条の三第三項中「第一条の四、第二条の五又は第二条の六」を「第一条の五、第二条の七又は第二条の八」に改める。

第五条を第六条とし、第四条中「第二条の六まで」を「第二条の八まで及び前条」に改め、同条を第五条とし、同条の前に次の二条を加える。

（昭和四十八年度における通算退職年金の額の改定）

第四条 第一条第一項の資格の喪失をした組員又は任意継続組合員についての当該資格の喪失に係る旧法の規定による通算退職年金について、昭和四十八年十一月分以後、その

額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員又は任意継続組合員であつた期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十二万八百円

二 当該通算退職年金を旧法の規定による退職年金とみなしてこの法律の規定を適用するものとした場合に第一条の五第一項の規定による年金額の改定の基礎となるべき平均標準給与の月額を三十九年改正法附則第四条第十号の政令で定める率で除して得た額（以下「旧法通算退職年金の改定基礎月額」という。）の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる額が第一号に掲げる額をこえるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和四十八年十一月分以後、その額を、同号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た割合を同項の規定の例により算定した額に乗じて得た額

一 旧法通算退職年金の改定基礎月額を三十で除して得た額に、組合員又は任意継続組合員であつた期間（その期間が一年未満であるときは、一年とする。）に応じ新法別表第一に定める日数を乗じて得た額

二 前項の規定により算定される通算退職年金の年額に、当該資格喪失の日における

年齢に応じ新法別表第一の二に定める率を乗じて得た額

3 昭和四十七年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員についての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和四十八年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員又は任意継続組合員であつた期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十二万八百円

二 当該通算退職年金を新法の規定による退職年金とみなしてこの法律の規定を適用するものとした場合に第一条の五第一項の規定による年金額の改定の基礎となるべき平均標準給与の月額を三十九年改正法附則第四条第十号の政令で定める率で除して得た額（以下「旧法通算退職年金の改定基礎月額」という。）の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる額が第一号に掲げる額をこえるときは、同項の規定にかかわらず、昭和四十八年十一月分以後、その額を、同号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た割合を同項の規定の例により算定した場合に第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項の規定による年金額の改定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額の十二分の一に相当する額（以下「新法通算退職年金の改定基礎月額」という。）の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た額

一 旧法の年金に係る最低保障額を、新法の水準との均衡を考慮して改善するとともに、物価上昇に対応して退職年金等の最低保障額の引上げを行なうよう措置すること。

二 給付に要する費用に対する国の補助率をさらに引き上げるとともに、事務費の補助を増額すること。

三 経済変動に応じたスライド制を具体化すること。

右決議する。

5 旧法第三十七条の二第六項又は新法第三十

七条の三第五項の規定の適用を受けた通算退職年金については、これらの規定による合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前各項の規定の例により算定した額の合算額をもつて改定年金額とする。

6 第一条第二項の規定は、第二項（第四項において準用する場合を含む。）及び前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

〔別紙〕
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本年金制度について、他の共済組合制度との均衡を考慮しそみやかに抜本的な検討を加え、その改善充実を図るとともに、差し当たり左記事項の実現に努めるべきである。

記
一 旧法の年金に係る最低保障額を、新法の水準との均衡を考慮して改善するとともに、物価上昇に対応して退職年金等の最低保障額の引上げを行なうよう措置すること。

二 給付に要する費用に対する国の補助率をさらに引き上げるとともに、事務費の補助を増額すること。

三 経済変動に応じたスライド制を具体化すること。

一 決算の内容

(一) 一般会計

昭和四十五年度一般会計歳入歳出決算是、

歳入八兆四、五九一億八、一三八万〇、七三九円、歳出八兆一、八七六億九、六七二万二、七三六円であり、差引き二、七一四億八、四六五万八、〇〇三円の剩余金を生じたが、この剩余金は、財政法第四十一条の規定により一般会計の昭和四十六年度の歳入に繰り入れている。

なお、昭和四十五年度における財政法第六条の純剩余金は、七三三億〇、七九五万七、六四三円で、この純剩余金の二分の一を下らない金額は、財政法第六条第一項の規定により、公債又は借入金の償還財源に充てることとなつてゐる。

以上の決算額を予算額と比較すると、歳入においては、予算額八兆一、一三〇億八、五一万六、〇〇〇円に比し、二、四六〇億九、六二六万四、七三九円の増加となり、歳出においては、予算額八兆一、一三〇億八、五一万六、〇〇〇円に前年度繰越額七一八億〇、六三二万六、六一〇円を加えた予算現額

和四十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十五年度国税収納金整理資金受払計算書及び昭和四十五年度政府関係機関決算書に關する報告書

に対し、支出済額は八兆一、八七六億九、六七二万二、七三六円で、その差額九七一億九、四七〇万九、八七四円のうち、翌年度繰越額は七六一億六、八三一萬二、八三六円、不用額は二一〇億二、六三九万七、〇三八円となつてゐる。

債務の概要は、次のとおりである。

1 債務（保証債務及び損失補償債務を除く。）負担額は、本年度末現在三兆九、七二九億二、四二一万一、二一六円で、前年度末現在三兆七、六九五億一、九一〇万二、七九三円に比し、二、〇三四億〇、五一〇万八、四二三円増加してゐる。

そのうち、財政法第十五条第一項の規定に基づくものは、本年度末現在三、〇九九億六、七六一万六、一八七円で、前年度末現在三、〇八六億二、〇〇四万七、四九二円に比し、一三億四、七五六万八、六九五円增加してゐる。

また、財政法第十五条第二項の規定に基づくものは、本年度末現在一一億四、〇二九万三、三六九円で、前年度末現在六四億四、六四六〇、八七九円に比し、六四億九、三八三万二、四九〇円増加してゐる。

2 保証債務及び損失補償債務の負担額は、

本年度末現在二兆五、五八〇億七、五一七円、支出来合計は、五兆八、七一三億三、五二、三三九円で、前年度末現在二兆四、

七五八億六、三三八万七、六〇一円に比較し、八二二億一、一七八万四、七三八円増加してゐる。

(2) 特別会計

昭和四十五年度の特別会計の数は四十三であつて、その決算額の合計は、歳入一八兆一、六四八億一、九五〇万三、七八八円、歳出一六兆〇、〇七五億六、五三三万二、三六七円である。

債務負担額は、本年度末現在三兆一、五八七億九、三〇六万二、四四七円で、前年度末現在二兆六、七七三億五、七〇六万〇、二七四円に比し、五、八一四億三、六〇〇万二、一七三円増加してゐる。

(3) 国税収納金整理資金

国税収納金整理資金の受入は、収納済額七兆四、五八七億三、〇〇七万三、三〇五四円、同資金からの支払命令済額及び歳入への組入額は七兆四、四〇二億七、八七〇万六、二三六円で、その差額一八四億五、一三六万七、〇六九円が昭和四十五年度末の資金残額となつてゐる。

これは、主として国税に係る還付金の支払決定済支払命令未済のものである。

(4) 政府関係機関

本年度政府関係機関の数は十四で、収入合計は、六兆二、五三〇億四、一二二万二、九九七円、支出来合計は、五兆八、七一三億三、

七二四万八、六〇九円である。

二 議決の内容

昭和四十五年度一般会計歳入歳出決算、同年度特別会計歳入歳出決算、同年度国税収納金整理資金受払計算書及び同年度政府関係機関決算書につき、左のごとく議決すべきものと議決した。

(1) 昭和四十五年度決算審査の結果、予算の効率的使用等、所期の成果が十分達成されないと思われる事項が見受けられる。

左の事項は、そのおもな事例であるが、政府はこれらについて、特に留意して適切な措置をとり、次の常会のはじめに、本院にその結果を報告すべきである。

(2) 経済企画庁その他の省庁において、民間企業の職員を、給与を支払わざ公務に従事させているが、かかる變則的人事は、法的に問題があるばかりでなく、國と特定企業との関係に疑惑をもたれることにもなるので、政府はその是正をはかるべきである。

(3) 原子力発電所の設置については、安全性や環境問題等に対する不安が広がつてゐるが、温排水の影響等に関する国の調査研究

は、発電所建設認可の進捗に比べて進度が緩慢であるばかりでなく、その計画や予算も総合性に欠けるきらいがある。

政府は、調査研究を促進し、原子力発電所をめぐる不安の早期解消をはかるべきである。

政府は、調査研究を促進し、原子力発電所をめぐる不安の早期解消をはかるべきである。

(4) 国有財産の処分方法等が適切でない事例がある。

すなわち、その一は、土地取用法によつて収用した国有財産を買受権を有する旧所有者に無断で他に売払い、旧所有者に利益を与えたものである。

政府は、この種国有財産の総点検を行なうとともに、その処分にあたつては細心の注意を払う必要がある。

その二は、国有財産の売買契約にかかる訴訟で、国が敗訴し、時価より著しく低廉な契約時の価格による処分が有効となつたうえ、その財産を使用していた國が多額の借料を要求されるにいたつた。

政府は、このような事例にからんがみ、国有资产の処分については、国損を招かざるよう格段に慎重な取扱いをなすべきであ

(5) 国立大学において歳出予算執行権限を与えてもらっていない教官等が研究用試薬等を業者に直接納入させ、事後に予算執行担当者がこれを適宜とりまとめて代金を支払つていた法令無視の事例がある。

政府は、会計法令の趣旨を関係者に十分徹底させるなどして、経理の適正化をはかるべきである。

(6) 私学振興財團の行う私立大学等経常費補助は年々拡充されてきているが、医・歯学部等における寄附金などいまだに過大な父兄負担があとをたたないほか、その補助金の経理が適正でない事例がある。

政府は、私学の割割と経営の実情にかんがみ、補助の充実をはかるとともに財團に対する指導を適切に行なうなどして、補助金経理の適正を期すべきである。

(7) 民間社会福祉施設のうちには、職員、とくに経験者の確保が難しくなつてしたり、職員の労働過重を招いているものや、その施設が十分に活用されていないものなどがあるほか、資金難に苦しんでいるものもある。

政府は、国庫負担金の改善をはかるを強化し、その活動を促進すべきである。

(8) 食糧管理制度をめぐつては、最近モチ米の違法売買事件や政府米価の逆さや悪用事

件などの不祥事が発生している。これらの事件は、食糧管理制度運用の間違きに乘じて起きたもので、その誘因は度重なる政・省令の改正や財政措置等によつて制度の内容が変化してきたところにあるとみられる。

政府は、かかる不祥事の防止を含めて食糧管理制度の有効適切な運用をはかるべきである。

(9) 国庫補助負担事業にかかる地方公共団体の超過負担については、計画的に解消措置が進められているが、まだ相当額の超過負担を余儀なくされているうえ、最近においては、物価の上昇等によつて負担が再び拡大するおそれも出てきている。

政府は、引き続き補助単価等を実情に合うよう改善し、国と地方との財政秩序の確立をはかるべきである。

(二) 昭和四十五年度決算検査報告において、会計検査院が指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これら指摘事項について、それを是正の措置を講ずるとともに、行政管理庁の勧告等を尊重して制度、機構の改正整備をはかり、綱紀を肅正して、今後再びこのようない不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

(三) 決算のうち、前記以外の事項については異

議がない。

(四) 会計検査院は、独立性の保持と検査機能の充実につとめるほか、職員の受検機関への再就職に關し、検査の公正を疑わることのないよう注意する必要がある。

政府は、今後予算の作成並びに執行に當つては、本院の決算審議の経過と結果を十分に考慮して、財政運営の健全化をはかり、もつて国民の信託にこたえるべきである。

右報告する。

昭和四十八年七月十二日

決算委員長 宇都宮徳馬
衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和四十五年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一本件の趣旨

一本件は、昭和四十五年度において、増加また

は減少した国有財産及び同年度末国有財産現在額の報告で、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に報告されたものである。

二 本件の議決理由

一本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和四十八年七月十二日

決算委員長 宇都宮徳馬
衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和四十五年度国有財産無償貸付状況統計
算書に関する報告書

八一五万六、九〇六円に加算すると、本年度末現在額は九兆〇、一〇八億八、二九五万六、一〇円である。

そのおもな内訳は、土地三兆三、〇一三億〇、八〇二万三、三〇九円、政府出資等二兆九、八六七億六、七〇九万六、二六〇円、建物一兆一、一六億三、六四五万八、二九三円、工作物七、二六一億三、四一八万八、八〇七円等である。

なお、増減のおもなものは、増においては、土地一兆六、三九一億三、六五八万八、九五四円、政府出資等七、九七三億七、二二四万四、四四二円、建物二、一〇一億五、三九六万七、二五五円等であり、減においては、政府出資等二、九四五億〇、二一五万七、五九一円、土地一、三二九億二、六八二万六、七六二円、航空機一、〇一一億九、七〇七万二、二九七円等である。

昭和四十五年度中に増加した国有財産の額は、一般会計並びに特別会計を合わせて二兆九、五五五億三、二六九万四、二五四円、同じく減少した額は七、六四八億三、七九九万五、〇五〇円で、差引純増加額は二兆一、九〇六億九、四六九万九、二〇四円である。

これを前年度末現在額六兆八、二〇一億八、の違法売買事件や政府米価の逆さや悪用事

本件は、昭和四十五年度における国有財産無償貸付状況の報告で、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたものである。

昭和四十五年度中の無償貸付の増加額は、一般会計並びに特別会計を合わせて九〇三億五、八八九万七、七〇二円、同じく減少額は六八億二、三三九万二、七八二円で、差引純増加額は八三五億三、五五〇万四、九一〇円である。

これを前年度末現在額八六億五、二七五万六、三七八円に加算すると、本年度末現在額は一、六六一億八、八二六万一、二九八円である。

そのおもな内訳は、公園の用に供するもの一、六三六億一、二五四万八、八六二円、墓地の用に供するもの六億七、六二十四万四、一二〇円等である。

なお、増減のおもなものは、増においては、公園の用に供するもの八八五億八、二九七万八、二六三円、墓地の用に供するもの五億九、八八六万七、三六一円等であり、減においては、公園の用に供するもの五四億四、三五二万四、五七九円、生活困窮者の収容施設の用に供するもの九億三、二八五万六、七五六円等である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

昭和四十八年七月十二日

決算委員長 宇都宮徳馬
衆議院議長 前尾繁三郎殿

航空事故調査委員会設置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、航空事故の原因を究明するための調査を適確に行なわせるため、航空事故調査委員会を設置し、航空事故の防止に寄与しようとす

るもので、その要旨は、次のとおりである。

- 1 運輸省に、航空事故調査委員会を設置すること。
- 2 委員会の所掌事務は、次のとおりとすること。

(1) 航空事故の原因を究明するための調査を行なうこと。

(2) 航空事故調査の結果に基づき、航空事故の防止のため講すべき施策について運輸大臣に勧告すること。

(3) 航空事故の防止のため講すべき施策について運輸大臣又は関係行政機関の長に建議すること。

(4) 前記の事務を行なうため必要な調査及び研究を行なうこと。

委員会は、委員長及び委員四人(うち二人は非常勤)をもつて組織し、委員長及び委員は、委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行なうことができる者の中から、両議院の同意を得て、運輸大臣が任命し、その任期は三年とすること。

委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織すること。

委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織すること。

委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織すること。

委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織すること。

委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織すること。

委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織すること。

委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織すること。

委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織すること。

委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織すること。

8 その他、航空事故調査に対する運輸大臣の

援助、原因関係者の意見の聴取、関係行政機関の協力、必要な罰則等について所要の規定を整備すること。

なお、施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日としている。ただし、委員長及び委員の任命につき両議院の同意を得ることに係る部分は公布の日から施行することとしている。

二 議案の修正議決理由

本案は、航空事故調査を適確に行なう体制を確立するため、おむね妥当な措置と認めるが、委員会の独立性の確保、航空事故調査の公正な実施の確保及び委員会の求めに応じて陳述等をする者の保護等のため、修正することを適當と認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

本案施行に要する経費として、約四千百万円が昭和四十八年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

専門委員を置くことができるものとすること。

5 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置くこと。

6 委員会は、航空事故調査を行なうため必要があると認めるときは、航空事故の関係者からの報告の徵収、航空事故の現場への立入検査、航空事故に関係のある物件の提出要求等の処分を行なうことができるものとすること。

7 委員会は、航空事故調査を行なったときは、當該航空事故に関する報告書を作成し、これを運輸大臣に提出するとともに、公表しなければならないものとすること。

一 航空事故(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七十六条第一項各号に掲げる事故をいふ。以下同じ。)の原因を究明するための調査(以下「航空事故調査」という。)を行なうこと。

二 航空事故調査の結果に基づき、航空事故の防止のため講すべき施策について勧告すること。

三 航空事故の防止のため講すべき施策について建議すること。

四 前二号に掲げる事務を行なうため必要な調査及び研究を行なうこと。

(輸送の行使)
第五条 委員長及び委員は、独立してその職権を行なうこと。
(組織)

第六条 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

3 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

5 委員長及び委員は、委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行なうことができると認められる者のうちから、両議院の同意を得て、運輸大臣が任命する。

6 委員長及び委員は、委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行なうことができると認められる者のうちから、両議院の同意を得て、運輸大臣が任命する。

7 委員長又は委員につき任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、運輸大臣は、前項の規定にかかるわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

8 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、運輸大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

9 次の各号の一に該当する者は、委員長又は委員となることができない。

10 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

11 禁錮以上の刑に処せられた者

官 報 (号 外)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。若しくはこれらの者の使用者人その他の従業者）

四 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）又は使用人その他の従業者

（任期）

第六条 委員長及び委員の任期は、三年とする。

ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることがでざる。

（罷免）

第七条 運輸大臣は、委員長又は委員が第六十五条第四項各号の一に該当するに至つたときは、これらを罷免しなければならない。

2 運輸大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない行為があると認めるときは、○あらかじめ委員会の意見をきいたうえ、○両議院の同意を得て、これらを罷免することができる。

（会議）

第八条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合の第一項の規定の適

用については、第四条第四項の規定により委員長の職務を代理する常勤の委員は、委員長とみなす。

(服務)

第九条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び常勤の委員は、在任中、運輸大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は營利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行なつてはならない。

(給与)

第十〇一条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(専門委員)

第十一条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、委員会の意見をきいて、運輸大臣が任命する。

2 3 専門委員は、非常勤とする。

(職務從事の制限)

第十二条 委員会は、委員長、委員又は専門委員が航空事故の原因に關係があるおそれのある者と密接な関係を有すると認めるときは、当該委員長、委員又は専門委員を当該航空事故に関する航空事故調査に従事させてはならない。

2 前項の委員長又は委員は、当該航空事故調査に関する委員会の会議に出席することができない。

(事務局)

第十三条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

○、航空事故調査官

2 事務局に、事務局長の他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局の内部組織は、運輸省令で定める。
(航空事故調査)

12³ 第十四条 委員会は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附屬書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空事故調査を行なうものとする。

2 委員会は、航空事故調査を行なうため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一 航空機の使用者、航空機に乗り組んでいた者、航空事故に際し人命又は航空機の救助に当たつた者その他の航空事故の関係者(以下「関係者」という)から報告を徴すこと。

二 航空事故の現場その他の必要と認める場所に立ち入つて、航空機その他の航空事故に關係のある物件を検査し、又は関係者に質問すること。

三 関係者に出頭を求めて質問すること。

四 航空機その他の航空事故に關係のある物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し当該物件の保全を命じ、又はその移動を禁止すること。

五 航空機その他の航空事故に關係のある物件及び委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

六 航空事故の現場に、公務により立ち入る者長、委員又は事務局の職員に前項各号に掲げる处分を、専門委員に同項第一号に掲げる处分を掌らさせることができる。

事業の施行を市に対し要請することができるものとし、この要請を受けた市は、施行の障害となる事由がない限り、土地区画整理事業を施行するものとすること。

3 住宅金融公庫の資金の貸付けの特例

特定市街化区域農地の所有者等が中高層の賃貸住宅または分譲住宅を建設する場合における住宅金融公庫の貸付金の利率を、賃貸住宅にかかるものにあつては年四・五パーセントに、分譲住宅にかかるものにあつては年六・八パーセントにそれぞれ引き下げるものとすること。

4 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法に基づく特定市街化区域農地の所有者等による特定賃貸住宅の建設については、水田要件を適用しないものとすること。

5 特定市街化区域農地の譲渡にかかる所得税の軽減等

(1) 個人が、特定市街化区域農地を宅地の用に供するために譲渡した場合には、長期譲渡所得にかかる分離税率を、昭和四十八年分の所得税については百分の十に、昭和四十九年分および昭和五十一年分の所得税については百分の十五にそれぞれ軽減することとし、また、個人が、地方公共団体等の行なう宅地造成のために譲渡した場合の譲渡所得の特別控除については、面積要件を撤廃すること。

(2) 謙譲所得にかかる所得税が軽減される特定市街化区域農地を譲り受けた者は、できる限りすみやかに、当該土地に住宅その他建物を建設しなければならないものとすること。

6 特定市街化区域農地を転用して新築した住宅等にかかる不動産取得税および固定資産税の軽減

(1) 特定市街化区域農地の所有者等が、当該土地に、または当該土地およびこれに隣接する土地にわたりて四階建以上の中高層住宅を新築した場合は、その建築が昭和五十一年三月三十一日までの間に

行なわれたときに限り、その住宅の取得にかかる不動産取得税額の二分の一に相当する額を当該不動産取得税額から減額するものとすること。

(2) 特定市街化区域農地の所有者等が、昭和五十一年三月三十一日までの間に、当該土地に、または当該土地およびこれに隣接する土地にわたつて新築し、かつ、所有する四階建以上の中高層貸家住宅に対する課する固定資産税について、新築後十五年間に

限り住宅部分にかかる固定資産税額の三分の二に相当する額を減額するものとすること。

(3) 特定市街化区域農地の所有者等が、昭和五十一年三月三十一日までの間に、当該土地に、または当該土地およびこれに隣接する土地にわたりて新築し、かつ、所有する貸家住宅の敷地の用に供する特定市街化区域農地であつた土地に対して課する固定資産税について、当該住宅の新築後三年間に限り住宅用地にかかる固定資産税額の二分の一に相当する額を減額するものとすること。

金融上の援助を与えるものとすること。
適用期間

公布の日から昭和五十一年三月三十一日までとすること。

二 議案の可決理由

今日、首都圏等三大都市圏における土地、住宅対策が緊急の課題であるため、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化を図るために際し、これとあわせて、特定市街化区域農地の宅地化を促進するために必要な措置を講じようとする本案は適切なものと認め、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十八年七月十三日

衆議院議長 前尾繁三郎殿
地方行政委員長 上村千一郎

衆議院会議録第四十九号中正誤

ページ	段行	誤	
一一一	三 六	岩上二郎君	岩上二郎君
一一一	二 六	根本的	基本的
一一一	三 七	助補率	補助率
一一一	一 五	御意議	御異議
一一一	三 四		
一一一	一 三	委員会	委員長

衆議院会議録第四十九号中正誤

ページ	段行	誤	正
一一〇	三 五	三十六・七	二十六・七

昭和四十八年七月十三日 衆議院會議錄第五十一號

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

定価一部五十円
(販送料共)
発行所
大藏省印刷局
東京都港区赤坂一丁目二番地 郵便番号一〇七
電話 東京 五八二 四四一(大代)